

里親支援機関連事業の拡充について

＜既存の3事業に以下の2事業を追加＞

○共働き家庭里親委託促進事業（仮称）

共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間及び土日祝日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業との両立が可能となるような取組について官民連携の下でモデル的に実施し、分析・検証の成果を全国的に普及拡大。

○自立支援計画策定等支援事業（仮称）

児童相談所から以下の業務を里親支援機関に委託できるとし、委託した場合には、当該業務に係る経費について補助する。
ア 委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施
イ 委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成

【現 行】

＜里親支援機関連事業＞

- 里親制度普及促進事業
 - ①普及啓発

- 里親委託推進・支援事業

- ①里親と施設入所児童との交流機会の提供等
- ②里親等への訪問支援
- ③里親等による相互交流

- 里親トレーニング事業

- ①未委託里親へのトレーニング

拡 充

【平成28年度予算案】

＜里親支援機関連事業＞

- 里親制度普及促進事業
 - ①普及啓発

- 里親委託推進・支援事業

- ①里親と施設入所児童との交流機会の提供等
- ②里親等への訪問支援
- ③里親等による相互交流

- 里親トレーニング事業

- ①未委託里親へのトレーニング

新共働き家庭里親委託促進事業（仮称）

- ①平日夜間及び土日祝日の相談体制整備
- ②里親委託と就業との両立が可能となるような取組のモデル的实施、分析、検証

新自立支援計画策定等支援事業（仮称）

- 児童相談所より以下の業務を受託して行う
- ①委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施
 - ②里親委託児童に係る自立支援計画の作成

※里親委託に係る児童相談所業務の一部を里親支援機関へ委託

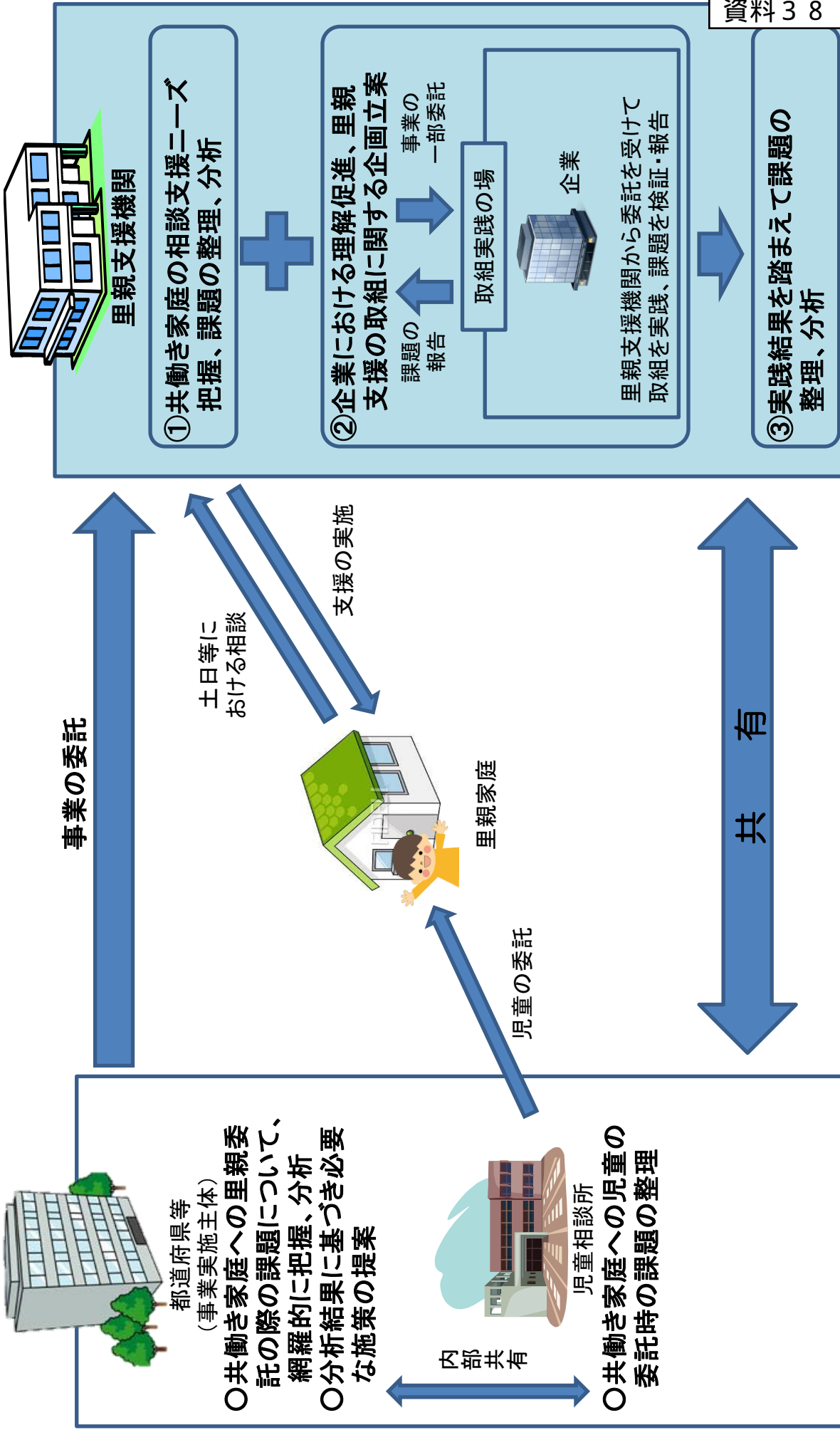
＜児童相談所＞（※業務の一部のみ抜粋）

- 里親への委託（マッチング含む）

- 里親委託児童に係る自立支援計画の作成

共働き家庭里親委託促進事業について

- ①の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案・実践・分析を担当。
- ②の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案、分析を担当し、実践は主に企業が担う。



都道府県推進計画の内容等に関する調査結果の概要

I 調査の概要

1. 調査時点

平成27年9月末日現在

2. 調査の対象及び客体

69自治体（47都道府県、20指定都市、2児童相談所設置市）に調査を行い、全自治体から回答を得た。なお、このうち13市分は各市が属する各道県がまとめて回答した。

II 結果の概要

1. 社会的養護が必要な児童のうち、本体施設入所児童の割合、グループホーム入所児童の割合、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合（全国計、策定中の自治体を除く）

計画の最終年度（平成41年度）において、本体施設入所児童の割合が47.2%、グループホーム入所児童の割合が23.3%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が29.5%となっている。

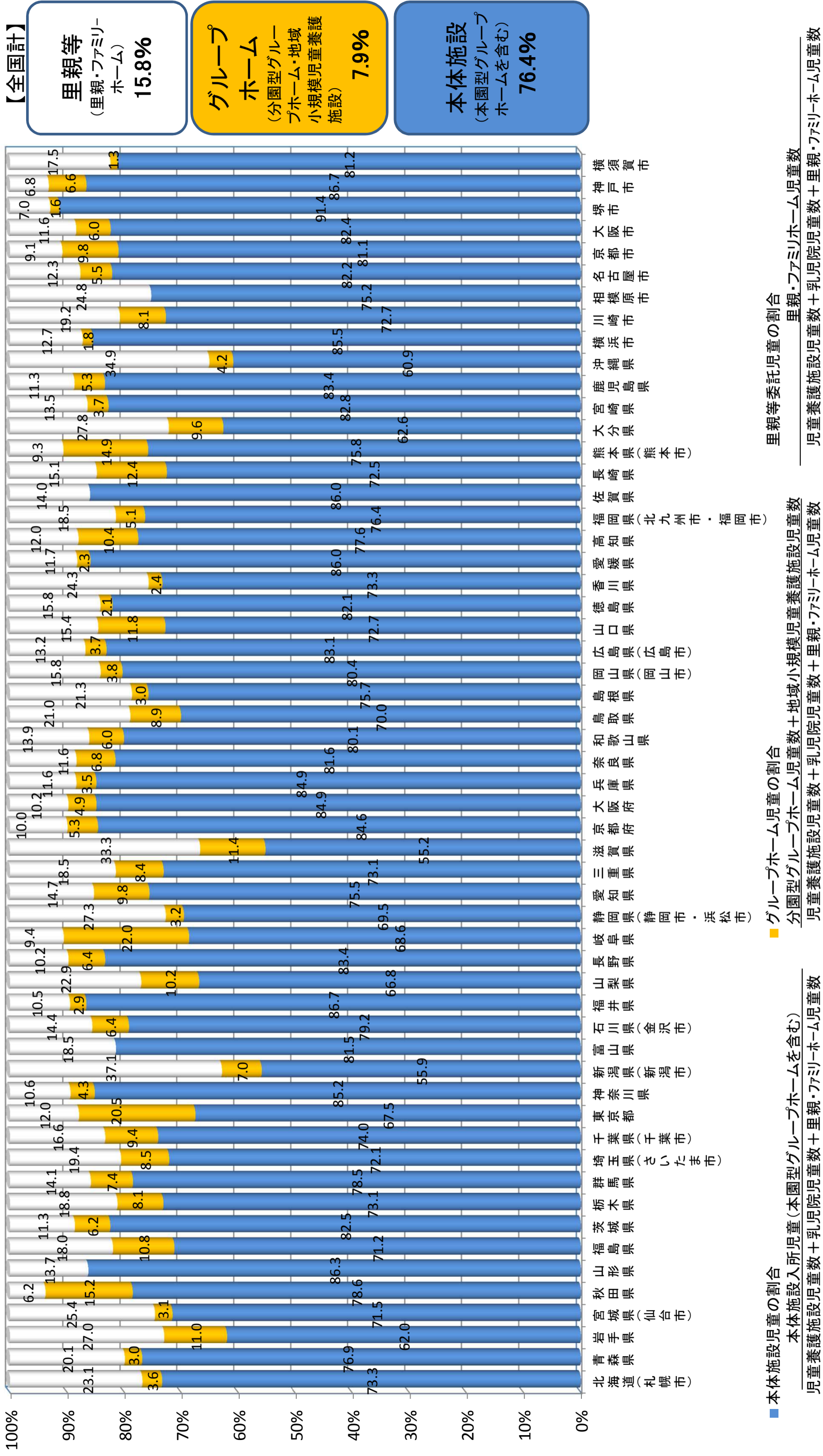
	平成27年 4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	<u>47.2%</u>
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.4%	16.9%	<u>23.3%</u>
里親・ファミリーホームへの 委託児童の割合	15.8%	20.4%	25.0%	<u>29.5%</u>
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注1）「本体施設」とは、児童養護施設、乳児院のうちグループホームを除く部分を指す。

（注2）「グループホーム」とは、地域の民間住宅等を活用して本体施設の敷地外で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）及び地域小規模児童養護施設を指す。

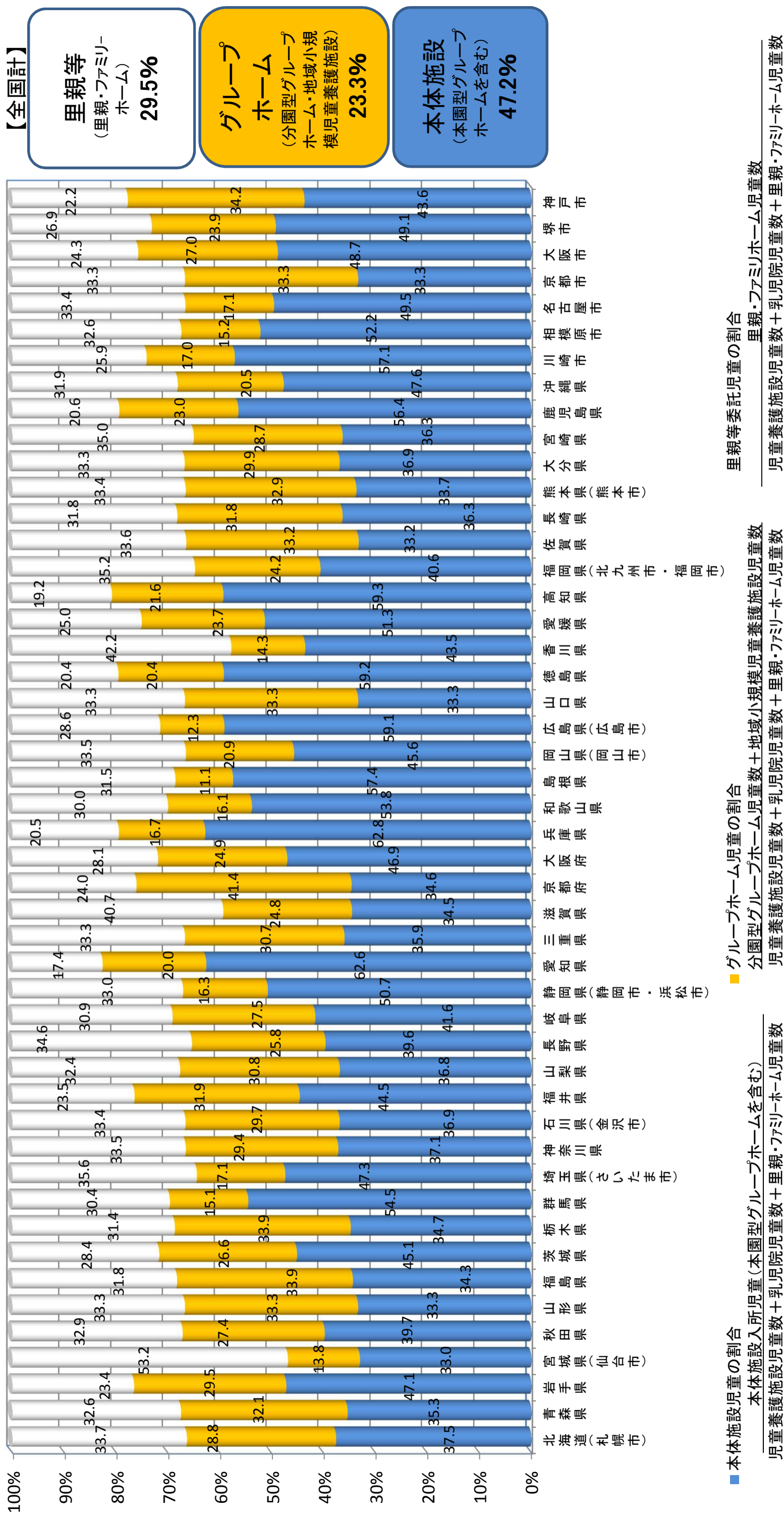
（注3）小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成27年4月1日現在）



※家庭福祉課調べ(平成27年4月1日現在の実績値)。
 ※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合(平成41年度末)



■ 本体施設児童の割合
 ■ グループホーム児童の割合
 ■ 里親等委託児童の割合

本体施設入所児童(本園型グループホームを含む)
 児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数

分園型グループホーム児童数+地域小規模児童養護施設児童数
 児童養護施設児童数+里親・ファミリーホーム児童数

里親・ファミリーホーム児童数
 児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数

※家庭福祉課調べ(平成27年9月末現在)。
 ※千葉県(千葉市)、新潟県(新潟市)、富山県、奈良県、横濱市は策定中のため全国計から除く。
 ※東京都はグループホームと里親・ファミリーホームの合計を60%(2,248人)、鳥取県は本体施設とグループホームの合計を67.2%(133人)、横須賀市は本体施設とグループホームの合計を66.7%(120人)と定めているため全国計から除く。
 ※静岡県の数値は、各施設の家庭的養護推進計画の数値を積み上げたもので、県の目標割合とは異なる。県の目標割合は「将来的に、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームが需要量の概ね1/3ずつを受け入れられるような受け皿となることを目指す」としている。
 ※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

平成28年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進

1, 188億円（平成27年度予算額） →

1, 278億円（平成28年度予算案）

児童入所施設措置費等

: 1, 140億円

児童虐待・DV対策等総合支援事業

: 73億円

次世代育成支援対策施設整備交付金

: 57億円 など

(1) 施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

＜社会保障の充実＞

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) など

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関連事業の拡充【一部新規】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

さらに、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取り組みについて、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設【新規】

里親委託児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 施設機能強化推進費の充実【一部新規】

- ① 施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。
- ② 施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。
- ③ 地域における社会体験、就労体験等の実施により、自立支援機能の強化を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(3) 被虐待児童などへの支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助を充実する。
- ・ 退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 指導委託促進事業の創設【新規】

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務についての、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

○ 家庭支援専門相談員の複数配置【拡充】

施設に配置される家庭支援専門相談員について、原則として各施設1名配置となっており、施設の規模に応じ2名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。

[児童入所施設措置費等]

○ 情緒障害児短期治療施設の設置促進【新規】

情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師の確保のため、人件費の充実を図る。

[児童入所施設措置費等]

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 70億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間就業を継続した場合に返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について、2年間就業を継続した場合に返還免除となる貸付を行う。

○ 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子ども退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

○ 児童養護施設等における学習環境改善 2億円

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

○ 児童保護費負担金等の追加財政措置 13億円

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

児童虐待防止対策の強化（次世代育成支援対策施設整備交付金）

平成27年度補正予算案：22億円

12億円

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備

＜一時保護所における環境改善事業＞

事業内容：児童相談所の一時保護所において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の子どもの状況に配慮した処遇を図るため、施設の改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童相談所の一時保護所

補助率：改修等に要する費用の2/3

＜児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業＞

事業内容：一時保護された子どもは、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該子どもに適したケアを整備する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設 等

補助率：定額（2/3相当）

児童養護施設等における小規模化等のための整備

6.0億円

事業内容：子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化、施設機能の分散化を進めるとともに、入所児童の退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

補助率：定額（1/2相当）

児童養護施設等の耐震化整備

4.0億円

事業内容：児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を行う。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

補助率：定額（1/2相当）

児童養護施設等における学習環境改善について

平成27年度補正予算案：2.0億円

【概要】

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンの設置に要する費用を支援する。

【対象施設等】

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

【補助額】

140千円（16歳以上の子どもが3人以上いる場合）
280千円（16歳以上の子どもが6人以上いる場合）

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市

【補助率】

国 3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市 1/4

18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
- ※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
 H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

- (5)在所期間の延長
 - ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。
 - 特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。
 - イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23. 12. 28 雇児発1228第2号)

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
- 具体的には、
 - ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
- などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人(平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)
 一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

(平成27年度予算) (平成28年度予算案)
 56.6億円 → 56.6億円

1 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、心身仮設施設整備
②耐震化等整備 (⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ) 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、談所一時保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリンクラー設備整備にかかる加算 火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリンクラー整備を図る。	消防法関係法令により、スプリンクラー設備の設置が義務づけられている施設 ・乳児院 ・入所施設(乳児院を除く)であって、設置を要する部分の床面積が275㎡以上の施設 ・入所施設以外の施設であって、設置を要する部分の床面積が6,000㎡以上の施設	スプリンクラー設備整備

2 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く)

3 国庫補助率

定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成27年10月）

対象

1. 死亡事例について

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡63事例（69人）を対象とした。

2. 重症事例（死亡に至らなかった事例）について

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった18事例（18人）を対象とした。

3. 死亡事例数及び人数（第1次報告から第11次報告）

＜特徴（心中以外の虐待死）＞

- 0歳児の割合は4.0%、中でも0日児の割合は16.8%。さらに、3歳児以下の割合は75.1%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.0%と最も多い。
- 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が39.5%である。（※第2次報告から第11次報告までの集計）

第1次報告	第2次報告		第3次報告		第4次報告		第5次報告		第6次報告		第7次報告		第8次報告		第9次報告		第10次報告		第11次報告											
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	心中 以外		心中 以外		心中 以外		心中 以外		心中 以外										
心中 以外	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計									
24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

重篤な事例を防ぐためには、

- ◆ 虐待のリスクについて妊娠期から着目すること
- ◆ 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ◆ 関係機関の効果的な連携による支援を行うこと

などが重要であると考えられる。

死亡事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が16人(44.4%)と最も多く、0歳から2歳までを合わせると24人(66.7%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が21人(58.3%)、ネグレクトが9人(25.0%)。直接死因は、「頭部外傷」11人(有効割合39.3%)が最も多く、次いで「頸部絞扼」による窒息が5人(同17.9%)、「頸部絞扼による窒息」が4人(同14.3%)であった。
- 直接死因が「頭部外傷」のうち「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)」が6人(有効割合60.0%)であり、その加害者の5人が実父などの男性であった。
- 主たる加害者は、「実母」が16人(44.4%)と最も多く、次いで「実父」が8人(22.2%)、「実母と実父」が5人(13.9%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」が10人(27.8%)、「望まない妊娠」が8人(22.2%)と多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」が6人(16.7%)と最も多く、次いで「しつけのつもり」、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことにいらだたため」がそれぞれ4人(11.1%)であった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「中毒(火災によるものを除く)」が8人(有効割合26.7%)で最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が6人(同20.0%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が18人(54.5%)と最も多く、次いで「実父」が9人(27.3%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「家族の介護負担」等の「その他」11人(33.3%)を除き、「夫婦間のトラブル」などの家庭の不和」が8人(24.2%)と最も多く、次いで「保護者自身の精神疾患、精神不安」が7人(21.2%)であった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が13例(36.1%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であり、市町村(虐待対応部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が10例(27.8%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で8例(22.2%)、心中による虐待死事例で2例(7.4%)であった。
- 心中以外の虐待死事例が発生した市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理会議における1回あたりの平均検討事例数は102.1例で、会議の平均時間は2.9時間であった。

4 児童相談所職員の受け持ち事例数

- 心中以外の虐待死事例が発生した児童相談所における当該事例担当職員の平成25年度の受け持ち事例数は一人あたり平均109.1件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均65.0件であった。

※ 「有効割合」とは、「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

重症事例の分析（個別調査票による調査の結果）

1 調査対象及び回答状況

- 平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性がある事例（心中未遂を除く）18例（18人） ※死亡に至らなかった事例

2 重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」11人（61.1%）と最も多く、3歳未満は13人（72.2%）と大部分を占めた。

3 虐待の種類と加害の状況

- 虐待の類型は、「身体的虐待」が10人（55.6%）、「ネグレクト」が7人（38.9%）であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が5人（27.8%）、「低栄養による衰弱」が4人（22.2%）と多かった。
- 主たる加害者は、「実母」が8人（有効割合50.0%）と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ4人（同25.0%）であった。
- 加害の主な動機は、「保護を怠ったことによる重症」と「泣きやまないことにより」に多かった。

4 関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与「あり」が3例（16.7%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与「あり」が5例（27.8%）であった。
- 事例の発生の全ての地域に要保護児童対策地域協議会が設置されており、重症の受傷以前において同協議会で検討されていたケースは3例（16.7%）であった。

5 重症となった受傷後の対応状況

- 重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は11例（61.1%）、平成25年9月1日時点で加害者と同居していない事例は11例（61.1%）あり、このうち、「家族再統合」を方針としているものが3例（27.3%）、「分離」を方針としているものが5例（45.5%）であった。

※ 「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

重症事例の分析（ヒアリング調査の結果） -3事例から-

個別調査票により回答のあった重症事例18例（18人）のうち、重症に至る受傷以前から、児童相談所、市町村等関係機関の関わりがあるなど特徴的な事例を選定し、以下の3事例についてヒアリング調査を実施。

1 事例の概要

【事例1】精神疾患のある養育者の事例

実父が寝ている間に、精神疾患を抱える実母が長女（当時1か月）を叩き、腹部への内出血痕が残る外傷を負わせた事例。

【事例2】体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱えた養育者の事例

体重増加不良等健康状態の維持が極めて難しいという特徴を有し、医療機関において明確な診断がなされない長女（当時4歳）について、実母は育児に深刻な悩みを抱える中、長女が低栄養等による重篤な状態に陥り入院した際に、医療機関の治療方針への拒絶に至った事例。

【事例3】若年妊娠・出産、経済的困窮等養育に困難を抱える養育者の事例

実母（当時10代後半）が、実父の不在時に、飲酒により入眠した間に、室内で飼育していた小型犬に長男（当時3か月）が身体の一部を咬まれ、出血性ショックに陥り救急搬送された事例であり、「養育の怠慢」として医療機関から児童相談所へ虐待通告があった事例。

2 重症事例の未然防止に向けた対応策に関する分析

(1) 精神疾患のある養育者等支援を必要としている家庭への対応

- ・ 支援機関と養育者の家族との間で信頼関係を構築し、支援者になってもらうよう働き掛けることが重要。
- ・ 家族の負担、養育者の状態等を踏まえ、適時適切にアセスメントし、支援できる体制をとっておくことが必要。
- ・ 医師に養育者の思いの確認や、支援を受けることに関する助言等を依頼するなど、あらゆる協力依頼を試みることが必要。
- ・ 医療機関においては、早期からの関係機関との協議や、必要に際した他の精神医療機関の紹介等切れ目ない支援が重要。等

(2) 体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱える養育者への対応

- ・ 基礎疾患のない発育不全は、不適切な養育環境が背景にあることが多いとされていることを十分に認識した対応・支援が重要。
- ・ 乳幼児健診や家庭訪問等を通して、児童の発育・発達、養育者の思いや育児方針、養育者と児童の愛着関係等、家庭全体を多面的にアセスメントした上での適切な対応・支援が必要。
- ・ 児童の発育・発達状況に際した関係機関での早期情報共有のほか、支援方針、児童が重篤な状態に陥った場合の対応等についての協議を行い、関係機関で連携した支援の継続が重要。等

3 死亡に至るリスクを軽減するために特に重要であると考えられる取組

- 家族や養育者との協力関係を構築し、支援における「強み」として活かすこと

(3) 若年妊娠・出産など養育に困難を抱える養育者への対応

- ・ 支援機関は、養育者の児童への愛着や愛情の有無にのみ左右されず、養育者の持つ課題解決能力等の「強み」と「リスク」の双方を客観的にアセスメントすることが重要。
- ・ アセスメントを行う場合は「児童の安全への配慮が得るかどうか」という観点の重要性を認識し、生活の場や児童の発育・発達状況に際した適切かつ具体的な支援が必要。
- ・ 養育者の生活歴等を可能な限り詳細を把握し、養育者の特性を見極め、養育能力全般を総合的に判断した上での支援が重要。等

(4) 要保護児童対策協議会を活用した関係機関間の情報共有

- ・ 連携体制の構築
- ・ 精神疾患等リスク要因のある母については、リスク軽減につながる他の要素も考慮しつつ、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録し、産後も含めた支援計画を検討し、関係機関間で共通認識を持っておくことが重要。
- ・ 特定妊婦を同協議会の対象として登録する等の体制整備が重要。等

(5) 自治体における検証の実施

- ・ 被害者が生存している重症事例については、関係機関における今後の対応等に関する検討のほか、他の類似ケースへの対応に活かす観点で、それまでの対応等を振り返り、問題点、課題、対応策等について事例検証を実施し、結果を共有することが重要。

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生及び重篤化の予防
 - 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化
 - 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施
 - 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応
 - 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援
 - 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施
- 2 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上
 - 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施
 - 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施
 - 児童相談所及び市町村の職員の相談援助技術の向上

- 3 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
 - 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方
 - 入所措置解除時の支援体制の整備
 - 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営

- 4 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
 - 専門職の積極的な採用や人事ローテーションの工夫による経験者の効果的な配置
 - 民間団体との連携や外部の専門家を活用による専門性の向上
 - 業務量に見合った職員配置数の確保
- 5 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
 - 地方公共団体による死亡事例をはじめとした重篤な事例に係る検証の積極的な実施
 - 検証報告の積極的な活用による重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化の予防
 - 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の整備
 - 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施
- 2 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備
 - 児童相談所と市町村が初期対応において見落としや遅滞がなく、相互に納得・連携しながら適切な支援を行うための体制整備

- 3 児童相談所及び市町村の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上
 - 地方公共団体における人員の確保の推進
 - 職員の専門性が担保、蓄積されるような制度の工夫
- 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進
- 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備
- 6 虐待死事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

婦人保護事業の概要

(28年度 予算案)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成26年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案約2千万円)

婦人相談員

- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1, 295人(平成26年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)
(国1/2 都道府県・市1/2 国庫予算案約73億円の内数)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に48か所(平成26年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案約13億円)